

- ② 証券適用地域外においてなされた損害賠償請求に基づく損害賠償責任

第7条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
ア. 当社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条（2）に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険に関する重要な事項に係らないものであった場合には、本条（2）の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条（2）の規定を適用します。
- (5) 本条（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) 本条（5）の規定は、本条（2）に規定する事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。
- (注) 当社が保険契約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。

第8条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- (2) 本条（1）の事実がある場合（注2）には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 当社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - ② 本条（1）の事実が生じた時から5年を経過した場合
- (4) 保険契約者または被保険者が本条（1）に規定する手続を怠った場合には、当社は、本条（1）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条（1）に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) 本条（4）の規定は、本条（1）の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。
- (注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実とは、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (注2) 本条（1）の事実がある場合には、本条（4）ただし書きの規定に該当する場合を含みません。

第9条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条（保険契約に関する調査）

当社は、いつでも保険契約に関して必要な事項について、調査することができます。

第11条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条（保険契約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

第14条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第10条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。
- ② 保険契約者が第18条（保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合。ただし、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。
- (3) 本条（1）または（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から④までの事由または本条（2）の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、本条（3）の規定は、次の損害については適用しません。
- ① 本条（1）③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じ

た法律上の損害賠償金の損害

- (注1) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (注2) 解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第16条 (保険契約の解約・解除の効力)
 保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条 (保険料の精算)

- (1) 保険料が、賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当社は、本条(1)および(2)の資料に基づいて算出された保険料(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- (4) この普通保険約款において、賃金、入場者、領収金および売上高の説明は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
① 賃金	保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中の労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいいます。その名称を問いません。
② 入場者	保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
③ 領収金	保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき金額の総額をいいます。
④ 売上高	保険期間中に、被保険者が販売または提供する商品またはサービスの対価の総額をいいます。

(注) 本条(1)および(2)の資料に基づいて算出された保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第18条 (保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第8条(通知義務)(1)の事実が発生した場合	次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額(注1)を返還または請求します。 ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{365} \times \text{未経過日数}$ イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額(注1)のいずれか低い額を返還します。 (ア) $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{365} \times \text{未経過日数}$ (イ) $\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$

③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。 ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\text{未経過期間に対応する短期料率(注2)}} \times \text{未経過期間}$ イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した(ア)または(イ)のいずれか低い額を返還します。 $\text{(ア)} \frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{\text{既経過期間に対応する短期料率(注2)}} \times \text{既経過期間}$ $\text{(イ)} \text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$
-----------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (注1) 算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、第8条(通知義務)(1)の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。
- (注2) 短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第19条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第11条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\frac{\text{既に払い込まれた保険料}}{365} \times \text{未経過日数}$

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第17条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして算出します。

第20条 (保険料の返還—取消の場合)

第12条(保険契約の取消)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合に、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条 (保険料の返還—解約または解除の場合)

- (1) 保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、第14条(当社による保険契約の解除)、第15条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(1)またはこの普通保険約款に付帯される特別約款もしくは特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\frac{\text{既に払い込まれた保険料}}{365} \times \text{未経過日数}$

② 第13条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。
	$\begin{matrix} \text{(ア)} & \text{既に払い込まれた保険料} & \times & \left(\frac{\text{既経過期間}}{1 - \text{対応する短期料率 (注)}} \right) \\ \text{(イ)} & \text{既に払い込まれた保険料} & - & \text{保険証券記載の最低保険料} \end{matrix}$

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、第17条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。

(注) 短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

第22条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に従い、保険金を支払います。

第23条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができた認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求（注1）を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行うことを除きます。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	
⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ 上記①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条（1）⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第24条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第26条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④ 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑤ 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑥ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑦ 他人の財物の損壊に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
⑧ その他当社が第27条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をし

- なければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（４）の規定に違反した場合または本条（３）もしくは（４）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 保険金請求権は、本条（２）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (注1) 修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (注2) 写真には、画像データを含みます。

第27条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係ならびに治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) 本条（１）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条（１）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条（１）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（１）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ 本条（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 事故の原因、損害の内容もしくは事故と損害との因果関係が過去の事例に鑑みて特殊な場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされた場合において、本条（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

- (3) 本条（２）①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条（２）①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条（２）①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) 本条（１）から（３）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、それによって確認が遅延した期間については、本条（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。
- (5) 本条（４）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。
- (6) 本条（１）から（５）までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (注1) 請求完了日とは、被保険者が第26条（保険金の請求）（３）の規定による手続を完了した日をいいます。

- (注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (注4) 応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。
- | 区分 | 限度額 |
|---------------------------|-----------------------------------------|
| ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 | 被保険者が取得した債権の全額 |
| ② 上記①以外の場合 | 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額 |
- (2) 本条（１）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条（１）または（２）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、第3条（損害の範囲および支払保険金）（１）①について保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条（１）の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または本条（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条（２）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権は、第3条（損害の範囲および支払保険金）（１）①に対する保険金請求権に限ります。

第30条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

支払限度額が、第29条（先取特権）（２）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第3条（損害の範囲および支払保険金）（１）②から④までの規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第31条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) 本条（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および特約に関する義務を負うものとします。

第32条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第33条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

保険期間	年間保険料に対する割合	保険期間	年間保険料に対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

各特別約款に共通の特約

賠償責任保険追加特約

第1条（保険金を支払う場合）

この保険契約において、当社が保険金を支払う損害は、その損害が偶然に生じた場合に限りです。

第2条（被保険者相互の関係）

この保険契約において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および特約の規定は、それぞれの被保険者に対して別個にこれを適用せず、たがいに普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にいう他人とみなしません。

第3条（保険金を支払わない場合－アスベスト損害）

当社は、直接であると間接であると問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限り、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
- ② 石綿等への曝露による疾病
- ③ 石綿等の飛散または拡散

第4条（短期料率表）

普通保険約款「用語の説明」に規定する保険期間が1年を超える場合は、普通保険約款別表「短期料率表」をこの特約の別表に掲げる短期料率表に読み替えて適用します。

第5条（保険料の精算）

- (1) 普通保険約款第17条（保険料の精算）(1)の場合のほか、保険料が、完成工事高、延参加人数、延動員人数または販売トン数に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- (2) この特約において、完成工事高、延参加人数、延動員人数および販売トン数の説明は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
① 完成工事高	保険期間中に、被保険者が行った保険証券記載の工事・仕事に対する対価の総額をいい、売上高を含みます。

用語	説明
② 延参加人数	保険期間中に、保険証券記載の業務・行事に参加した参加者数の延人数をいいます。
③ 延動員人数	保険期間中に、保険証券記載の業務・行事に被保険者が動員した延人数をいいます。
④ 販売トン数	保険期間中に、保険証券記載の業務により被保険者が販売したLPガスの総重量をいいます。

- (3) 普通保険約款第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）②および③、同第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)ならびに同第21条（保険料の返還－解約または解除の場合）(2)の規定中、「賃金、入場者、領収金または売上高」とあるのは、「賃金、入場者、領収金、売上高、完成工事高、延参加人数、延動員人数または販売トン数」と読み替えて適用します。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

別表

保険期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
年間保険料に対する割合	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

保険期間	13か月まで	14か月まで	15か月まで	16か月まで	17か月まで	18か月まで	19か月まで	20か月まで	21か月まで	22か月まで	23か月まで	24か月まで
年間保険料に対する割合	108%	116%	125%	133%	141%	150%	158%	166%	175%	183%	192%	200%

保険期間	25か月まで	26か月まで	27か月まで	28か月まで	29か月まで	30か月まで	31か月まで	32か月まで	33か月まで	34か月まで	35か月まで	36か月まで
年間保険料に対する割合	208%	216%	225%	233%	241%	250%	258%	266%	275%	283%	292%	300%

保険期間	37か月まで	38か月まで	39か月まで	40か月まで	41か月まで	42か月まで	43か月まで	44か月まで	45か月まで	46か月まで	47か月まで	48か月まで
年間保険料に対する割合	308%	316%	325%	333%	341%	350%	358%	366%	375%	383%	392%	400%

保険期間	49か月まで	50か月まで	51か月まで	52か月まで	53か月まで	54か月まで	55か月まで	56か月まで	57か月まで	58か月まで	59か月まで	60か月まで
年間保険料に対する割合	408%	416%	425%	433%	441%	450%	458%	466%	475%	483%	492%	500%

保険法の適用に関する特約

用語の説明

この特約が適用される保険契約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約の特別約款の規定による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
つ	通知事項の通知	第3条（通知義務）(1)に規定する通知をいいます。
て	訂正の申出	告知事項（注）について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、第2条（告知義務）(3)③またはこの保険契約に付帯される他の特約に規定する訂正の申出をいいます。 （注）告知事項とは、第2条（告知義務）(1)に定める告知事項をいいます。

第1条 (この特約の適用範囲)

この特約は、次のいずれかの特別約款による保険契約が、保険法（平成20年法律第56号）第36条第4号に定める「事業活動に伴って生ずることのある損害をてん補する損害保険契約」でない場合に、適用されます。

- ① 施設所有（管理）者特別約款
- ② 昇降機特別約款
- ③ 請負業者特別約款
- ④ 生産物特別約款
- ⑤ 受託者特別約款
- ⑥ 自動車管理者特別約款

第2条 (告知義務)

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（告知義務）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険に関する重要な事項（注1）のうち、保険申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注2）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 次のいずれかに該当する場合
 - ア. 当社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条（4）の規定は、本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) 危険に関する重要な事項には、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 (注2) 当社が保険契約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第3条 (通知義務)

- (1) 普通保険約款第8条（通知義務）の規定にかかわらず、保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- (2) 本条（1）の事実の発生によって危険増加（注2）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく本条（1）の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 当社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合
 - ② 危険増加（注2）が生じた時から5年を経過した場合
- (4) 本条（2）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加（注2）が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) 本条（4）の規定は、本条（2）の危険増加（注2）をもたらしした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。
- (6) 本条（2）の規定にかかわらず、本条（1）の事実の発生によって危

険増加（注2）が生じ、この保険契約の引受範囲（注3）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) 本条（6）の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第16条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加（注2）が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実とは、告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
 (注2) 危険増加とは、告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
 (注3) 引受範囲とは、保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第4条 (当社による保険契約の解除の適用除外)

この特約が適用される特別約款については、普通保険約款第14条（当社による保険契約の解除）①の規定は、適用しません。

第5条 (保険金の支払)

この特約が適用される特別約款については、普通保険約款第27条（保険金の支払）(2)⑥および(3)の規定は、適用しません。

第6条 (普通保険約款の読み替え)

この特約が適用される特別約款については、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）①および第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(1)①	第7条（告知義務）	保険法の適用に関する特約第2条（告知義務）
② 第18条②、同条（注1）および第21条（1）①	第8条（通知義務）	保険法の適用に関する特約第3条（通知義務）

第7条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を準用します。

保険料大口分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

	用語	説明
こ	口座振替	指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
し	次回追加保険料払込期日	追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。
	次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
せ	請求日	当社が追加保険料を請求した日をいいます。
つ	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
	分割追加保険料	追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。
ふ	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。
	ほ	保険料払込期日

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を超えること。

第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までであるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第5条（追加保険料領収前の事故）(3)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) 当社が第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	請求日に当社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割追加保険料	追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

第5条（追加保険料領収前の事故）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。

- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)および(2)の規定を適用します。
- ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、傷害、費用または損失等に対しては、保険金を支払いません。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第3条（保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第6条（当社による保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合
- ② 保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日(注3)までに、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合

- (2) 本条(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料(注2)を払い込むべき保険料払込期日(注1)または満期日のいずれか早い日
- ② 本条(1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)または満期日のいずれか早い日

(注1) 第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3) 第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

請負業者特別約款

用語の説明

この特別約款において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
こ		作業場内および施設内における次のいずれかに該当するものをいいます。 ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー（キャリアール）、ロードローラー（マカダムロードローラー、タンデムローラー、タイヤローラー等）、除雪用スノーブローを設置した自動車、その他の排土または整地機械として使用する工作車 ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、スクープモビル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー、その他の万能掘削機械として使用する工作車 ③ トラッククレーン、クローラクレーン、ホイールクレーン、クレーンカー、その他の揚重機械として使用する工作車 ④ フォークリフト、ストラドルキャリア、その他の積込機械として使用する工作車 ⑤ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車、コンクリートポンプ、ワゴンドリル ⑥ 上記①から⑤までの工作車をけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモビル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車 ⑧ その他上記①から⑦に類するもの。ただし、ダンプカーを含みません。
さ	作業場	主たる仕事または工事を行っている場所であって、不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。

共通

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行に起因したまたは仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する保険証券記載の施設（以下「施設」といいます。）に起因する損害に限り、
- 普通保険約款、この特別約款およびこの特別約款に付帯される特約（以下「普通保険約款等」といいます。）に規定する財物の「損壊」には、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、財物の紛失または盗取を含み、詐取または横領を除きます。

第2条（被保険者）

- この特別約款において、被保険者とは次のいずれかに該当する者になります。ただし、次の②から⑧までに規定する者については、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、
 - ① 保険証券に記載された被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
 - ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
 - ④ 記名被保険者の使用人
 - ⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
 - ⑥ 記名被保険者のすべての下請負人（以下「下請負人」といいます。）
 - ⑦ 下請負人が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ⑧ 下請負人の使用人
- 普通保険約款等の規定は、賠償責任保険追加特約第2条（被保険者相互の関係）にかかわらず、本条（1）の被保険者間においては別個にこれを適用し、たがいに普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）にいう他人とみなします。
- 当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

共同保険に関する特約

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

	用語	説明
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生に通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

共通支払限度額特約

本契約では施設所有（管理）者特別約款、生産物特別約款のみに適用されます。

当社が賠償責任保険普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）により支払うべき保険金の額は、他人の身体の障害および財物の損壊によって生じた損害を合算して保険証券記載の支払限度額を限度とします。

第3条（管理財物の範囲）

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）③に規定する被保険者の管理する財物とは次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 被保険者が第三者から借用中の財物（注1）
- ② 被保険者に支給された資材・商品等の財物（注2）
- ③ 上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（注3）を目的として、被保険者が受託している財物
- ④ 上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物
- ⑤ 上記①から④までを除き、目的がいかなる場合でも、現実に被保険者の管理下にある財物（注4）

（注1）借用中の財物には、レンタル、リース等による財物を含みます。

（注2）被保険者に支給された資材・商品等の財物には、仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。

（注3）加工、修理、点検等には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。

（注4）現実に被保険者の管理下にある財物には、被保険者が仕事を遂行するにあたり、現実かつ直接的に作業を行っている財物を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い発生した次のいずれかに該当する偶然な事由について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
- ② 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（注）、その収容物または土地の損壊
- ③ 地下水の増減

（注）構築物には、基礎および付属物を含みます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の下請負人またはその使用人が被保険者の業務（注1）に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ② 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、自動車または原動機付自転車（以下「自動車」といいます。）の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を除きます。
ア. 航空機
イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
ウ. 自動車。ただし、出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- ③ 仕事の終了（注2）または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の占有を離れ施設外にある財物に起因する損害賠償責任
- ⑤ じんあいに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑥ 騒音に起因する損害賠償責任
- ⑦ 塗料またはその他の塗装用材料（以下「塗料」といいます。）の飛散を防止するための養生等の措置を取らずに行われた塗装（注3）作業による塗料の飛散または拡散に起因する損害賠償責任。ただし、容器などを落下または転倒させたことにより塗料が飛散または拡散した場合を除きます

（注1）業務とは、下請業務を含みます。

（注2）仕事の終了とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

（注3）塗装には、吹付けを含みます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

- （1）当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（注1）に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （2）本条（1）に規定するLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務をいい、器具（注2）の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。

（注1）LPガス販売業務の遂行には、LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

（注2）器具とは、LPガス容器その他のガス器具をいいます。

第7条（保険金を支払わない場合—その4）

（1）当社は、第2条（被保険者）（2）の規定にかかわらず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 第2条（1）①から⑧までに規定する被保険者が、下請負人に対して負担する損害賠償責任

② 第2条（1）⑥から⑧までに規定する被保険者が、記名被保険者に対して負担する損害賠償責任

（2）当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）⑤に規定する損害賠償責任のほか、工事に従事中の被保険者の使用人の身体の障害につき、その使用人の使用者たる被保険者以外の被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、保険金を支払いません。

第8条（保険金を支払わない場合—その5）

当社は、直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんを作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

第9条（工作車の取扱い）

（1）作業場内および施設内における工作車は、第5条（保険金を支払わない場合—その2）②にいう自動車とはみなしません。

（2）当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、工作車の所有、使用または管理に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その工作車について自動車損害賠償責任保険（注1）の契約を締結すべきもしくは締結されているときまたは自動車保険（注2）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険（注1）契約および自動車保険（注2）契約により支払われるべき保険金（注3）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

（3）本条（2）の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険（注1）契約および自動車保険（注2）契約により支払われるべき保険金（注3）の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

（注1）自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

（注2）自動車保険には、自動車共済を含みます。

（注3）保険金には、共済金を含みます。

第10条（貨物の積込み・積卸しに関する自動車保険等との関係）

（1）当社は、普通保険約款第25条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、第5条（保険金を支払わない場合—その2）②に規定する自動車の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因して当社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その自動車について自動車損害賠償責任保険（注1）の契約を締結すべきもしくは締結されているときまたは自動車保険（注2）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険（注1）契約および自動車保険（注2）契約により支払われるべき保険金（注3）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

（2）本条（1）の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険（注1）契約および自動車保険（注2）契約により支払われるべき保険金（注3）の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

（注1）自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

（注2）自動車保険には、自動車共済を含みます。

（注3）保険金には、共済金を含みます。

第11条 (保険期間の延長)

保険証券記載の保険期間内に仕事が終了しない場合は、保険契約者または被保険者は仕事が終了しない理由および終了予定日を遅滞なく書面をもって当社に通知するものとし、保険期間は、仕事の終了または放棄の時まで自動的に延長されるものとします。ただし、正当な理由がなくて、その通知が行われずもしくは遅滞した場合または当社が別段の意思表示をした場合を除きます。

第12条 (普通保険約款の適用除外)

この特別約款においては、普通保険約款第6条 (保険責任のおよぶ地域)のただし書の規定は適用しません。

第13条 (準用規定)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

**包括契約特約⑦ (T7)
(事故発生ベース・仕事通知不要・確定保険料方式)**

第1条 (保険金を支払う場合)

保険契約者は、記名被保険者(注)の行う保険証券に記載された仕事(以下「仕事」といいます。)のすべてを当社の賠償責任保険に付すものとし、当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、被保険者の被る損害(以下「損害」といいます。)に対して保険金を支払います。

(注) 記名被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載された被保険者をいいます。

第2条 (保険責任の始期および終期)

当社の保険責任は、仕事の着手時に始まり、仕事の終了時に終わります。ただし、当社は、保険証券に記載された保険期間の開始前および終了後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険料算出の基礎)

賠償責任保険追加特約第5条(保険料の精算)(2)①の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる完成工事高(注)とは、次のいずれかをいいます。

- ① 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)において、被保険者が行った保険証券記載のすべての仕事に対する対価の総額の保険期間に対する日割の額
- ② 保険契約締結時に上記①に規定する「完成工事高」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載のすべての仕事に対する1年間の対価の総額

(注) 完成工事高には、売上高を含みます。

第4条 (保険期間延長の取扱い)

当社は、特別約款第11条(保険期間の延長)の規定は適用しません。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

交差責任補償特約B (請負用・Both-Way) (21)

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および請負業者特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
う	請負業者グループ	発注者グループから仕事を請け負う請負業者特別約款第2条(被保険者)(1)①に定める記名被保険者および同⑥に定める下請負人をいいます。
は	発注者グループ	この保険契約において対象とする仕事の発注者(注)をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。 (注) 発注者とは、建築主等の発注者をいいます。

第1条 (被保険者)

この保険契約においては、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第2条(被保険者)(1)に定める被保険者のほか、発注者グループの構成員を被保険者に含みます。

第2条 (他の被保険者との関係)

賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定は、賠償責任保険追加特約第2条(被保険者相互の関係)の規定にかかわらず、発注者グループに属する被保険者および特別約款第2条(被保険者)(1)に定める被保険者については別個にこれを適用し、たがいに普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)にいう他人とみなします。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が同一グループに属する被保険者間の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合の適用除外)

当社は、請負業者グループに属する被保険者の使用人がこの保険契約の対象とする業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任について、発注者グループに属する被保険者が負担する損害賠償責任については、特別約款第5条(保険金を支払わない場合-その2)①および特別約款第7条(保険金を支払わない場合-その4)(2)の規定を適用しません。

第5条 (支払限度額)

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

管理財物損壊補償特約 (W1)

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および請負業者特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
ほ	補償管理財物	請負業者特別約款第3条(管理財物の範囲)⑤に規定する財物をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第2条(保険金を支払わない場合)③の規定にかかわらず、補償管理財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「補償管理財物損害」といいます。)に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)の保険金を支払わない場合の規定のほか、補償管理財物損害のうち、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いまたは加担した補償管理財物の盗取
- ② 被保険者の使用人、代理人または下請負人が所有または私用に供する補償管理財物の損壊
- ③ 補償管理財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
- ④ 補償管理財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発

- ⑤ 補償管理財物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された補償管理財物の損壊
 - ⑥ 被保険者が補償管理財物に対して行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工（注）の拙劣または仕上不良等
- （注）修理、点検もしくは加工には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。

第3条（支払限度額）

- （1）当社が、補償管理財物損害に対して支払うべき普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①に定める損害賠償金は、補償管理財物が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、補償管理財物が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。
 - （2）当社は、いかなる場合も、補償管理財物の使用不能（注）に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に対しては、保険金を支払いません。
 - （3）当社が、補償管理財物損害について1回の事故につき支払うべき保険金の額は、別表に記載する金額を限度とします。
 - （4）本条（3）に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の財物損壊の支払限度額に含まれるものとします。
- （注）使用不能には、得べかりし利益の喪失を含みます。

第4条（免責金額）

- （1）当社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の財物損壊の免責金額を適用します。
- （2）本条（1）の免責金額は、補償管理財物損害のほか当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第5条（適用除外）

- この特約は、次のいずれかに該当する業務には適用しません。
- ① この保険契約にビルメンテナンス業者特約が付帯されている場合、ビルメンテナンス業者特約第1条（対象とする仕事）に規定するビルメンテナンス業務
 - ② この保険契約に運送業者特約が付帯されている場合、運送業者特約第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定される引越業務または運送業務

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

保険証券に記載された特別約款の財物損壊の支払限度額のとおりとします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

被害者対応費用補償特約（88）

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
し	身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
ひ	被害者対応費用	原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した見舞品の購入、見舞金または甲慰金に要した費用（注1）をいいます。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付（注2）を除きます（注1）費用とは、現実に出した通常要する費用に限ります。（注2）社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、名目を問いません。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約に付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由

に起因して、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生し、身体の障害を被った者（以下「被害者」といいます。）がその身体の障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に医師による治療が必要となった場合において、被保険者が被害者対応費用を当社の同意を得て負担したることによって被る損害に対して、この特約に従って、被害者対応費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた被害者対応費用に対しては、被害者対応費用保険金を支払いません。
- ① 被害者対応費用を受け取るべき者（注）の故意
 - ② 保険契約者、被保険者または被害者対応費用を受け取るべき者（注）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ③ 被害者対応費用を受け取るべき者（注）と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
 - ④ 被害者の心神喪失
 - ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
- （注）被害者対応費用を受け取るべき者には、被害者を含みます。

第3条（損害賠償金との関係）

この特約により被害者対応費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた被害者対応費用保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第4条（支払限度額）

- （1）この特約により当社が支払う被害者対応費用保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、1回の事故につき被害者1名について、別表1に記載する金額を限度とします。
- （2）この特約により当社が支払う被害者対応費用保険金の額は、1事故および保険期間中通算で別表2に記載する金額を限度とします。ただし、既に支払われた被害者対応費用保険金が第3条（損害賠償金との関係）の規定により損害賠償金として支払われるべき保険金に充当される場合、その充当される金額は、既に支払われた被害者対応費用保険金の額から除くものとします。

第5条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- （1）被害者対応費用について他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が被害者対応費用の額（注3）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注2）を被害者対応費用保険金の額とします。
- （2）被害者対応費用について他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が、被害者対応費用の額（注3）を超えるときは、当社は、次に定める額を被害者対応費用保険金の額とします。

区分	被害者対応費用保険金の額
① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注2）
② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合	被害者対応費用の額（注3）から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注2）を限度とします。

- （注1）他の保険契約等とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- （注2）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した被害者対応費用に関して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
- （注3）被害者対応費用の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条（被害者対応費用保険金の請求）

- （1）当社に対する被害者対応費用保険金の請求権は、被保険者が被害者対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （2）被保険者が被害者対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）（3）の規定による書類または証拠のほか、

次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 公の機関（注）の事故証明書
② 被害者対応費用の請求書または見積書等被害者対応費用の発生を証明する書類
③ 被害者以外の医師の診断書
④ 被害者またはその法定相続人の受領証等被害者対応費用の支払を証明する書類

(3) 被害者対応費用保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 公の機関とは、やむを得ない場合には、第三者とします。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）、第6条（保険責任のおよぶ地域）、第7条（告知義務）（6）、第8条（通知義務）（4）および（5）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）ならびに第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「事故による損害」とあるのは「事故に起因する被害者対応費用」
- ② 第2条（保険金を支払わない場合）の規定中「損害賠償責任を負担することによって被る損害」とあるのは「事由に起因する被害者対応費用」
- ③ 第2条（保険金を支払わない場合）①、②および④から⑨までの規定中「損害賠償責任」とあるのは「被害者対応費用」
- ④ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）①、第27条（保険金の支払）（1）および（2）ならびに第28条（代位）（1）の規定中「損害」とあるのは「被害者対応費用」
- ⑤ 第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「第26条（保険金の請求）（3）および被害者対応費用補償特約第6条（被害者対応費用保険金の請求）（2）」

第8条（特別約款等の読み替え）

この特約については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを、「被害者対応費用」と読み替えて適用します。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

別表1 1回の事故につき被害者1名についての支払限度額

支払限度額	1万円
-------	-----

別表2 1事故および保険期間中限度額

支払限度額	50万円
-------	------

初期対応費用補償特約（88）

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
し 初期対応費用	<p>被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用（注）であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事故現場の保存に要する費用 ② 事故現場の取片付けに要する費用 ③ 事故状況または原因を調査するために要した費用 ④ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑤ 通信費 ⑥ この特約が生産物特別約款に付帯された場合において、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、生産物特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その3）および第8条（保険金を支払わない場合—その4）に規定する損害が発生した場合を除きます。 <p>(注) 費用は、通常要する費用に限ります。</p>

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約が付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）の第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、初期対応費用保険金を支払います。

第2条（支払保険金）

当社がこの特約により支払うべき初期対応費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき別表に記載する金額を限度とします。

$$\text{初期対応費用保険金の額} = \text{初期対応費用の額}$$

第3条（初期対応費用保険金の請求）

- (1) 当社に対する初期対応費用保険金の請求権は、被保険者が初期対応費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるとします。
- (2) 被保険者が初期対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）（3）の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 初期対応費用の請求書または見積書等、初期対応費用の発生を証明する書類
② 初期対応費用に関する領収書等、初期対応費用の支払を証明する書類
(3) 初期対応費用保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「初期対応費用」と読み替えて適用します。
- (2) この特約については、普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中、「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは、「第26条（保険金の請求）（3）および初期対応費用補償特約第3条（初期対応費用保険金の請求）（2）」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 1 事故支払限度額

次のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合は、その額を適用します。
 ① 特別約款の身体障害の1事故限度額
 ② 特別約款の財物損壊の1事故限度額
 ③ 1,000万円

訴訟対応費用補償特約 (88)

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に出した次のいずれかに該当する費用(注)であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。 ① 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ② 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥ 増設したコピー機の賃借費用 (注) 費用は、通常要する費用に限りま。

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、この特約が付帯される特別約款(以下「特別約款」といいます。)および特別約款に付帯される他の特約において当社が保険金を支払うべき損害に、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)⑥に規定する争訟費用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、訴訟対応費用保険金を支払います。

第2条 (支払保険金)

当社がこの特約により支払うべき訴訟対応費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき別表に記載する金額を限度とします。

$$\text{初期対応費用保険金の額} = \text{初期対応費用の額}$$

第3条 (訴訟対応費用保険金の請求)

- 当社に対する訴訟対応費用保険金の請求権は、被保険者が訴訟対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 被保険者が訴訟対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 訴訟対応費用の請求書または見積書等、訴訟対応費用の発生を証明する書類
② 訴訟対応費用に関する領収書等、訴訟対応費用の支払を証明する書類

- 訴訟対応費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条 (普通保険約款等の読み替え)

- この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「訴訟対応費用」と読み替えて適用します。
- この特約については、普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中、「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは、「第26条(保険金の請求)(3)および訴訟対応費用補償特約第3条(訴訟対応費用保険金の請求)(2)」と読み替えて適用します。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 1 事故支払限度額

次の①から③までのいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
 ① 特別約款の身体障害の1事故限度額
 ② 特別約款の財物損壊の1事故限度額
 ③ 1,000万円

データ損壊復旧費用補償特約 (HC)

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および請負業者特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

用語	説明
情報システム	コンピュータ・システムを中心とする情報処理および通信にかかるシステムならびにネットワーク(注)をいいます。 (注) ネットワークとは、通信のために用いられる装置および回線をいいます。
データ損壊復旧費用	消失もしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用をいいます。ただし、被保険者以外の第三者が作業を行い、それに伴い発生した費用に限りま。
電子情報	情報システムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報をいいます。

第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)(1)に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に他人が所有または使用する電子情報を消失または損壊した場合において、被保険者がデータ損壊復旧費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、データ損壊復旧費用保険金を支払います。

第2条 (支払保険金)

- 当社がこの特約により支払うべきデータ損壊復旧費用保険金の額は、1回の事故について、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき別表に記載する金額を限度とします。

$$\text{データ損壊復旧費用保険金の額} = \text{データ損壊復旧費用の額} - \text{保険証券記載の特別約款の財物損壊の免責金額}$$

- 本条(1)に規定する限度額は、保険証券に記載された特別約款の財物損壊の支払限度額に含まれるものとします。
- 本条(1)の免責金額は、第1条(保険金を支払う場合)の損害のほか、当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第3条 (データ損壊復旧費用保険金の請求)

- 当社に対するデータ損壊復旧費用保険金の請求権は、被保険者がデータ損壊復旧費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 被保険者がデータ損壊復旧費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条(保険金の請求)(3)の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① データ損壊復旧費用の請求書または見積書等、データ損壊復旧費用の発生を証明する書類
- ② データ損壊復旧費用に関する領収書等、データ損壊復旧費用の支払を証明する書類

(3) データ損壊復旧費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条(普通保険約款等の読み替え)

- (1) この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「データ損壊復旧費用」と読み替えて適用します。
- (2) この特約については、普通保険約款第27条(保険金の支払)(注1)の規定中、「第26条(保険金の請求)(3)」とあるのは、「第26条(保険金の請求)(3)およびデータ損壊復旧費用補償特約第3条(データ損壊復旧費用保険金の請求)(2)」と読み替えて適用します。

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

- 次の①または②のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の支払限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
- ① 1,000万円
 - ② 保険証券に記載された特別約款の財物損壊の支払限度額

人格権侵害補償特約(Q4)

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
ふ 不当行為	次のいずれかに該当する不当な行為をいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、この特約が付帯される特別約款(以下「特別約款」といいます。)の第1条(保険金を支払う場合)に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(注)に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって

行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任

(注) 犯罪行為には、過失犯を含みません。

第3条(支払限度額)

当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、被害者1名および1回の事故につき別表に記載する金額を限度とします。

第4条(免責金額)

- (1) 当社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の身体障害の免責金額を適用します。
- (2) 本条(1)の免責金額は、第1条(保険金を支払う場合)の損害のほか当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

- 1名限度額は、100万円とします。ただし、保険証券にこの特約の1名限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。1事故限度額は、次のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。
- ① 特別約款の身体障害の1事故限度額
 - ② 1,000万円

借用・支給財物損壊補償特約(オプション(1))(88)

第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の遂行のために、作業場内および保険証券記載の施設内において使用または管理する請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)第3条(管理財物の範囲)①に規定する財物(以下「借用財物」といいます。)または仕事の遂行のために被保険者に支給された特別約款第3条(管理財物の範囲)②に規定する財物(以下「支給財物」といいます。)の損壊または盗取されたことに起因して、被保険者が借用財物または支給財物について正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「借用財物損害」または「支給財物損害」といいます。)に対して、この特約の規定に従って、保険金を支払います。
 - (2) 本条(1)に規定する「損壊」には、特別約款第1条(保険金を支払う場合)(2)にかかわらず、紛失、盗取、詐取または横領を含みません。
 - (3) 本条(1)にいう作業場とは、主たる仕事または工事を行っている場所で不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。
 - (4) この特約において、借用財物には、仕事の遂行のために被保険者がリース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物(注)を含みます。
- (注) リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借りている財物には、自動車を含みます。

第2条(支払限度額)

- (1) 当社が、借用財物損害または支給財物損害に対して支払う賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第3条(損害の範囲および支払保険金)(1)①に定める損害賠償金は、借用財物または支給財物が被害を受ける直前の状態に復旧するのに要する修理費のみとし、借用財物または支給財物が事故の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額を超えないものとします。
- (2) 当社は、いかなる場合も、借用財物または支給財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任(注)に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社が、借用財物損害または支給財物損害について1回の事故について支払うべき保険金の額は、別表1に記載の額を限度とします。
- (4) 本条(3)に規定する限度額は、特別約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害のうち財物の損壊に起因する損害に対する保険金の支払額について適用されるべき保険証券記載の1事故支払限度額に含まれるものとします。

(注) 借用財物または支給財物の使用不能に起因して被保険者が負担する法律上の損害賠償責任には、得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償責任を含みます。

第3条 (免責金額)

借用財物損害または支給財物損害について当社が保険金を支払う場合には、1回の事故について別表2に記載の免責金額を適用します。

第4条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する借用財物損害または支給財物損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借用財物または支給財物について正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された借用財物の損壊
- ② 借用財物に対する保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた借用財物の損壊
- ③ 電気的または機械的な原因により生じた借用財物の損壊
- ④ 傷などの外観上の損壊にとどまり、借用財物の機能に支障のない損壊
- ⑤ 借用財物の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品その他の消耗品または消耗材に単独に生じた損壊
- ⑥ 被保険者の使用人、代理人もしくは下請負人が所有または私用に供する借用財物または支給財物の損壊
- ⑦ 借用財物または支給財物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
- ⑧ 借用財物または支給財物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発

第5条 (保険料を支払わない場合の適用除外)

当社は、借用財物損害および支給財物損害については、盗取による損害を除き、特別約款第5条(保険金を支払わない場合—その2)②の規定を適用しません。

第6条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 支払限度額

1事故および期間中につき2,000万円
ただし、盗取に起因する損害については、1事故および期間中につき1,000万円。

別表2 免責金額

10万円とします。

施設所有(管理)者特別約款

第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社が、保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の損害(以下「損害」といいます。)は、次のいずれかに該当する損害に限り、
 - ① 被保険者による保険証券記載の不動産または動産(以下「施設」といいます。)の所有、使用または管理に起因する損害
 - ② 施設の用法に伴う保険証券記載の仕事(以下「仕事」といいます。)の遂行に起因する損害
- (2) 普通保険約款、この特別約款およびこの特別約款に付帯される特約(以下「普通保険約款等」といいます。)に規定する財物の「損壊」には、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、財物の紛失または盗取を含み、詐取または横領を除きます。

第2条 (被保険者)

- (1) この特別約款において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、次の②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、
 - ① 保険証券に記載された被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)
 - ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役ま

たはその法人の業務を執行するその他の機関

- ③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
 - ④ 記名被保険者の使用人
 - ⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
- (2) 普通保険約款等の規定は、賠償責任保険追加特約第2条(被保険者相互の関係)にかかわらず、本条(1)の被保険者間においては個別にこれを適用し、たがいに普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)という他人とみなします。
 - (3) 当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第3条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ② 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - A. 航空機
 - I. パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球
 - U. 昇降機(注1)
 - E. 自動車または原動機付自転車(以下「自動車」といいます。)。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している車両は自動車とみなします。
- オ. 施設外における船舶または車両(注2)
- ③ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいつ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑤ 仕事の終了(注3)または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任

(注1) 昇降機には、財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を含みません。

(注2) 船舶または車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含まれません。

(注3) 仕事の終了とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の遂行(注1)に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条(1)に規定するLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務をいい、器具(注2)の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。

(注1) LPガス販売業務の遂行には、LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。

(注2) 器具とは、LPガス容器その他のガス器具をいいます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その3)

- (1) 当社は、石油物質が施設から公共水域(注)へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ② 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任
- (2) 当社は、石油物質が施設から流出し、公共水域(注)の水を汚染またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収取、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず保険金を支払いません。
- (3) 本条(1)および(2)に規定する石油物質とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類
 - ② 上記①の石油類より誘導される化成品類
 - ③ 上記①または②のいずれかに該当する物質を含む混合物、廃棄物および残さ

(注) 公共水域とは、海、河川、湖沼および運河をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合—その4）

当社は、直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
- ③ 上記①または②に規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

第7条（普通保険約款の適用除外）

この特別約款においては、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）のただし書の規定は適用しません。

第8条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

保険料確定特約（A6）

第1条（保険料算出の基礎）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）（4）および賠償責任保険追加特約第5条（保険料の精算）（2）の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約において保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」、「売上高」、「完成工事高」、「延参加人数」または「延動員人数」の説明は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
① 賃金	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注）において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して労働の対価として被保険者が支払った金銭の総額の保険期間に対する日割の額をいい、その名称を問いません。 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「賃金」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して労働の対価として1年間に支払う金銭の総額とします。
② 入場者	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注）において、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員の保険期間に対する日割の人数をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
③ 領収金	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注）において、保険証券記載の業務によって被保険者が領収した金額の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「領収金」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の業務に対して1年間に領収する金額の総額とします。
④ 売上高	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注）において、被保険者が販売または提供する、保険証券記載の商品またはサービスの対価の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「売上高」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の商品またはサービスに対する1年間の対価の総額とします。

用語	説明
⑤ 完成工事高	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注）において、被保険者が行った保険証券記載の工事・仕事に対する対価の総額の保険期間に対する日割の額をいい、売上高を含みます。 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「完成工事高」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の業務または仕事に対する1年間の対価の総額とします。
⑥ 延参加人数	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注）において、保険証券記載の業務・行事に参加した参加者数の延人数の保険期間に対する日割の人数をいいます。
⑦ 延動員人数	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注）において、保険証券記載の業務・行事に被保険者が動員した延人数の保険期間に対する日割の人数をいいます。

（注）保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度とは、その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとします。

第2条（保険料精算の省略）

当社は、普通保険約款第17条（保険料の精算）（1）および（3）、同第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）②ただし書および③ただし書、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）、同第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）（2）ならびに賠償責任保険追加特約第5条（保険料の精算）（1）および（3）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

施設限定特約（88）

第1条（施設の定義）

この保険契約において、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）①に規定する施設とは、以下の施設に限ります。

被保険者の所有、使用または管理する事務用建物、倉庫、駐車場、および資材置き場。

第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

昇降機危険補償特約（AB）

第1条（保険金を支払わない場合の適用除外）

- （1）当社は、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合—その1）②ウ. の規定を適用しません。
- （2）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）③の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が昇降機の所有、使用または管理について、故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

漏水補償特約（施設用）（01）

当社は、施設所有（管理）者特別約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）③の規定にかかわらず、給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくははいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくははいつ出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

被害者対応費用補償特約（88）

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
し	身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
ひ	被害者対応費用	原因となった事故の発生の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用（注1）をいいます。ただし、社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付（注2）を除きます （注1）費用とは、現実に支出した通常要する費用に限ります。 （注2）社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付は、名目を問いません。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この保険契約に付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に損害の原因と規定されている事由に起因して、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生し、身体の障害を被った者（以下「被害者」といいます。）がその身体の障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に医師による治療が必要となった場合において、被保険者が被害者対応費用を当社の同意を得て負担したことによって被る損害に対して、この特約に従って、被害者対応費用保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由によって生じた被害者対応費用に対しては、被害者対応費用保険金を支払いません。

- ① 被害者対応費用を受け取るべき者（注）の故意
 - ② 保険契約者、被保険者または被害者対応費用を受け取るべき者（注）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ③ 被害者対応費用を受け取るべき者（注）と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
 - ④ 被害者の心神喪失
 - ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
- （注）被害者対応費用を受け取るべき者には、被害者を含みます。

第3条（損害賠償金との関係）

この特約により被害者対応費用保険金が支払われた後に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、この特約により支払われた被害者対応費用保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①に規定する損害賠償金として支払われるべき保険金に充当します。

第4条（支払限度額）

- （1）この特約により当社が支払う被害者対応費用保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、1回の事故につき被害者1名について、別表1に記載する金額を限度とします。
- （2）この特約により当社が支払う被害者対応費用保険金の額は、1事故および保険期間中通算で別表2に記載する金額を限度とします。ただし、既に支払われた被害者対応費用保険金が第3条（損害賠償金との関係）の規定により損害賠償金として支払われるべき保険金に充当される場合、その充当される金額は、既に支払われた被害者対応費用保険金の額から除くものとします。

第5条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- （1）被害者対応費用について他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が被害者対応費用の額（注3）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注2）を被害者対応費用保険金の額とします。
- （2）被害者対応費用について他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が、被害者対応費用の額（注3）を超えるときは、当社は、次に定める額を被害者対応費用保険金の額とします。

区分	被害者対応費用保険金の額
① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合	この特約の支払責任額（注2）
② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合	被害者対応費用の額（注3）から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注2）を限度とします。

- （注1）他の保険契約等とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
（注2）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した被害者対応費用に関して支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
（注3）被害者対応費用の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条（被害者対応費用保険金の請求）

- （1）当社に対する被害者対応費用保険金の請求権は、被保険者が被害者対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- （2）被保険者が被害者対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）（3）の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 公の機関（注）の事故証明書
② 被害者対応費用の請求書または見積書等被害者対応費用の発生を証明する書類
③ 被害者以外の医師の診断書
④ 被害者またはその法定相続人の受領証等被害者対応費用の支払を証明する書類

- （3）被害者対応費用保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- （注）公の機関とは、やむを得ない場合には、第三者とします。

第7条（普通保険約款の読み替え）

- この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第5条（保険料の払込方法）（2）、第6条（保険責任のおよぶ地域）、第7条（告知義務）（6）、第8条（通知義務）（4）および（5）、第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）ならびに第22条（追加保険料領収前の事故）（1）および（2）の規定中「事故による損害」とあるのは「事故に起因する被害者対応費用」
 - ② 第2条（保険金を支払わない場合）の規定中「損害賠償責任を負担することによって被る損害」とあるのは「事由に起因する被害者対応費用」
 - ③ 第2条（保険金を支払わない場合）①、②および④から⑨までの規定中「損害賠償責任」とあるのは「被害者対応費用」
 - ④ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）①、第27条（保険金の支払）（1）および（2）ならびに第28条（代位）（1）の規定中「損害」とあるのは「被害者対応費用」
 - ⑤ 第27条（保険金の支払）（注1）の規定中「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは「第26条（保険金の請求）（3）および被害者対応費用補償特約第6条（被害者対応費用保険金の請求）（2）」

第8条（特別約款等の読み替え）

この特約については、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのを、「被害者対応費用」と読み替えて適用します。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

別表1 1回の事故につき被害者1名についての支払限度額

支払限度額	1万円
-------	-----

別表2 1事故および保険期間中限度額

支払限度額	50万円
-------	------

初期対応費用補償特約 (88)

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
し 初期対応費用	被保険者が緊急的対応のために現実に支出した次のいずれかに該当する費用（注）であって、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた費用をいいます。 ① 事故現場の保存に要する費用 ② 事故現場の取片付けに要する費用 ③ 事故状況または原因を調査するために要した費用 ④ 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑤ 通信費 ⑥ この特約が生産物特別約款に付帯された場合において、生産物特別約款第1条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害が発生したとき、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用。ただし、生産物特別約款第7条（保険金を支払わない場合—その3）および第8条（保険金を支払わない場合—その4）に規定する損害が発生した場合を除きます。 （注） 費用は、通常要する費用に限りま。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約が付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）の第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、初期対応費用保険金を支払います。

第2条（支払保険金）

当社がこの特約により支払うべき初期対応費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき別表に記載する金額を限度とします。

$$\text{初期対応費用保険金の額} = \text{初期対応費用の額}$$

第3条（初期対応費用保険金の請求）

- 当社に対する初期対応費用保険金の請求権は、被保険者が初期対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 被保険者が初期対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）（3）の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 初期対応費用の請求書または見積書等、初期対応費用の発生を証明する書類
- ② 初期対応費用に関する領収書等、初期対応費用の支払を証明する書類
- ③ 初期対応費用保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「初期対応費用」と読み替えて適用します。

- この特約については、普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中、「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは、「第26条（保険金の請求）（3）」および初期対応費用補償特約第3条（初期対応費用保険金の請求）（2）」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

別表 1 事故支払限度額

次のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合は、その額を適用します。 ① 特別約款の身体障害の1事故限度額 ② 特別約款の財物損壊の1事故限度額 ③ 1,000万円

訴訟対応費用補償特約 (88)

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
そ 訴訟対応費用	日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（注）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。 ① 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ② 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥ 増設したコピー機の賃借費用 （注） 費用は、通常要する費用に限りま。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約が付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）および特別約款に付帯される他の特約において当社が保険金を支払うべき損害に、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）⑥に規定する争訟費用が含まれている場合に限り、被保険者がその訴訟に関する訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、訴訟対応費用保険金を支払います。

第2条（支払保険金）

当社がこの特約により支払うべき訴訟対応費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故につき別表に記載する金額を限度とします。

$$\text{初期対応費用保険金の額} = \text{初期対応費用の額}$$

第3条（訴訟対応費用保険金の請求）

- 当社に対する訴訟対応費用保険金の請求権は、被保険者が訴訟対応費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 被保険者が訴訟対応費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第26条（保険金の請求）（3）の規定による書類または証拠のほか、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 訴訟対応費用の請求書または見積書等、訴訟対応費用の発生を証明する書類
- ② 訴訟対応費用に関する領収書等、訴訟対応費用の支払を証明する書類
- ③ 訴訟対応費用保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第4条（普通保険約款等の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約における保険金を支払わない場合の規定中、「法律上の損害賠償責任」、「損害賠償責任」または「賠償責任」とあるのは、「訴訟対応費用」と読み替えて適用します。
- (2) この特約については、普通保険約款第27条（保険金の支払）（注1）の規定中、「第26条（保険金の請求）（3）」とあるのは、「第26条（保険金の請求）（3）および訴訟対応費用補償特約第3条（訴訟対応費用保険金の請求）（2）」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および特別約款の規定を準用します。

別表 1事故支払限度額

次の①から③までのいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

- ① 特別約款の身体障害の1事故限度額
- ② 特別約款の財物損壊の1事故限度額
- ③ 1,000万円

人格権侵害補償特約（Q4）

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
ふ 不当行為	次のいずれかに該当する不当な行為をいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、この特約が付帯される特別約款（以下「特別約款」といいます。）の第1条（保険金を支払う場合）に規定される損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（注）に起因する損害賠償責任
 - ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
 - ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
 - ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
 - ⑤ 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償責任
- （注）犯罪行為には、過失犯を含みません。

第3条（支払限度額）

当社がこの特約により支払うべき保険金の額は、普通保険約款第3条（損害の範囲および支払保険金）（1）①から④までに規定する損害賠償金および費用の合計額について、被害者1名および1回の事故につき別表に記載する金額を限度とします。

第4条（免責金額）

- (1) 当社がこの特約により保険金を支払う場合には、1回の事故について、保険証券に記載された特別約款の身体障害の免責金額を適用します。
- (2) 本条（1）の免責金額は、第1条（保険金を支払う場合）の損害のほかに当社が保険金を支払うべき損害がある場合であっても、それぞれの損害に対して別個にこれを適用せず、1回の事故につき1回のみ適用するものとします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 支払限度額

1名限度額は、100万円とします。ただし、保険証券にこの特約の1名限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。1事故限度額は、次のいずれか低い額とします。ただし、保険証券にこの特約の1事故限度額として異なる金額が記載されている場合には、その額を適用します。

- ① 特別約款の身体障害の1事故限度額
- ② 1,000万円

生産物特別約款 （オプション(2)及び汚染地盤修復工事 賠償補償制度）

用語の説明

この特別約款において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

用語	説明
い 医薬品等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」といいます。）第2条（定義）に規定する医薬品、医薬部外品、医療機器（注）もしくは再生医療等製品、または臨床試験に供される物をいい、人のために使用するものであると、動物のために使用するものであるとを問いません。 （注）医療機器とは、医薬品医療機器等法の規定に基づき指定される特定医療機器、およびその他の人体に植え込まれまたは埋め込まれるものに限りません。
か 回収措置	回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます
完成品	生産物が成分、原材料または部品等として使用された財物をいいます。生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおりに使用されたときを含みます。
け 継続契約	第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。 （注）保険期間の終了日とは、その保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。
し 初年度契約	第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約であって、継続契約以外の保険契約をいいます。
せ 製造機械等	他の財物を製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工するものをいい、工作機械、製造機械、加工機械、生産ラインその他これらに類似のものを含みます。
製造品・加工品	製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物をいいます。
り 臨床試験	医薬品医療機器等法の規定による承認を受けるために行う臨床試験をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の損害（以下「損害」といいます。）は、次のいずれかに該当する損害に限りません。

- ① 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます。）に起因して生じた事故による損害
- ② 被保険者が行った保険証券記載の仕事（注1）（以下「仕事」といいます。）

す。)の結果に起因して、仕事の終了(注2)または放棄の後、生じた事故による損害

- (2) 普通保険約款、この特別約款およびこの特別約款に付帯される特約(以下「普通保険約款等」といいます。)に規定する財物の「損壊」には、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、財物の紛失または盗取を含み、詐取または横領を除きます。

(注1) 仕事には、設計のみを行う業務を含みません。

(注2) 仕事の終了とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第2条 (被保険者)

- (1) この特別約款において、被保険者とは次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、次の②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。

- ① 保険証券に記載された被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)
 - ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関
 - ③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員
 - ④ 記名被保険者の使用人
 - ⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族
- (2) 普通保険約款等の規定は、賠償責任保険追加特約第2条(被保険者相互の関係)にかかわらず、本条(1)の被保険者間においては別個にこれを適用し、たがいに普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)にいう他人とみなします。
- (3) 当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券に記載された支払限度額をもって限度とします。

第3条 (「1回の事故」の定義)

- (1) 普通保険約款第3条(損害の範囲および支払保険金)(2)および(3)にいう「1回の事故」とは、発生の時、発生場所および損害賠償請求者の数にかかわらず、同一の原因に起因して生じた一連の事故をいい、一連の事故は最初の事故が発生した時にすべて発生したものとみなします。
- (2) 普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する他人の身体の障害の発生の時を客観的に把握できない場合には、損害賠償請求者が被保険者に対して損害賠償請求をなす事由とした症状について、最初に医師の診断を受けた時をもって、事故の発生の時とみなします。
- (3) 本条(1)、第4条(保険期間開始前に発生した事故等)(1)、第6条(保険金を支払わない場合—その2)および第13条(事故の発生防止義務)にいう「同一の原因」とは、生産物の製造または販売において、計画、組成、製法、製造工程、貯蔵、包装、説明、表示等を同一とする原因をいいます。

第4条 (保険期間開始前に発生した事故)

- (1) 当社は、保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間開始後に生じた事故に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合には保険金を支払いません。
- ① この保険契約が初年度契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた(注)とき
 - ② この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、初年度契約の保険期間の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた(注)とき
- (3) この保険契約が継続契約の場合において、保険契約者、被保険者またはその代理人が、この保険契約の開始時より前に、保険期間中に事故が発生するおそれがある、その原因または事由が生じていることを知っていた(注)ときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額と、原因または事由が生じていることを知った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の支払責任額のうち、いずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

(注) 知っていたと合理的に判断できる理由があるときを含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次の財物の損壊(注1)に対する損害賠償責任。なお、これらの財物

の一部の欠陥によるその財物の他の部分の損壊(注1)に対する損害賠償責任を含みます。

ア. 生産物

イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(注2)

- ② 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

(注1) 損壊に起因する使用不能または修補を含みます。

(注2) 作業が加えられた財物には、作業が加えられるべきであった場合を含みます。

第6条 (保険金を支払わない場合—その2)

当社は、第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物(注1)の回収措置に要する費用(注2)およびそれらの回収措置に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 生産物または仕事の目的物には、生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。

(注2) 回収措置に要する費用は、被保険者が支出したと否にかかわらず、また損害賠償金として請求されたと否を問いません。

第7条 (保険金を支払わない場合—その3)

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、完成品の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、完成品の損壊に起因して発生した、完成品以外の財物の損壊および身体の障害に対しては、本条(1)の規定は適用しません。

第8条 (保険金を支払わない場合—その4)

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 製造品・加工品の損壊に起因する損害
 - ② 製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害
- (2) 当社は、製造品・加工品の損壊に起因して発生した、製造品・加工品以外の財物の損壊および身体の障害に対しては、本条(1)の規定は適用しません。

第9条 (保険金を支払わない場合—その5)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 医薬品等
- ② 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条(定義)に規定する農薬
- ③ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条に規定する食品

第10条 (保険金を支払わない場合—その6)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんを作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

第11条 (保険金を支払わない場合—その7)

- (1) 本条(2)および(3)の規定は、生産物が医薬品等(注1)を含む場合、または仕事が、医薬品等(注1)の製造もしくは販売(注2)または臨床試験を含む場合に適用されます。
- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する医薬品等(注1)または仕事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 医薬品等（注1）のうち、臨床試験に供される物
- ② 臨床試験
- ③ 避妊薬、流産防止剤、陣痛促進剤、妊娠促進剤等、人または動物の妊娠に関係する医薬品等（注1）
- ④ DES（ジエチルステルベストロール系製剤）
- ⑤ トリアゾラム
- ⑥ Lトリプトファン

(3) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次の症状または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 後天性免疫不全症候群またはヒト免疫不全ウイルスに感染していることにより生じた身体の障害（注3）
- ② クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害
- ③ アミノグリコサイド系製剤によるとする聴力障害
- ④ 筋肉注射によるとする筋肉縮症
- ⑤ キノホルムによるとするスモン
- ⑥ 血糖降下剤によるとする低血糖障害
- ⑦ 体内移植用シリコンによるとする身体の障害
- ⑧ 妊娠の異常、卵子の異常もしくは損傷、胎児の身体の障害、異常もしくは損傷、または生まれた子の先天的な異常もしくは身体の障害

(注1) 医薬品等には、この特別約款の「用語の説明」に規定する医薬品等のほか、本条(2)のいずれかの物質が医薬品等の原材料、成分等医薬品等の一部を構成する物質として使用された場合を含みます。

(注2) 販売には、小分けを含みます。

(注3) ヒト免疫不全ウイルスに感染していることにより生じた身体の障害には、ヒト免疫不全ウイルスに感染していることが、その身体の障害の発生の一因となっている場合を含みます。

第12条（保険金を支払わない場合—その8）

- (1) 当社は、被保険者が行うLPガス販売業務の結果に起因して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条(1)に規定するLPガス販売業務とは、LPガスの供給およびこれに伴うLPガスの製造、貯蔵、充てん、移動等の業務をいい、器具(注)の販売、貸与およびこれらの配管、取付け、取替え、点検、修理等の作業を含みます。

(注) 器具とは、LPガス容器その他のガス器具をいいます。

第13条（事故の発生の防止義務）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故が発生したまたは発生が予想される場合には、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するため、被保険者は、遅滞なく生産物または仕事の目的物について、回収措置を講じなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が正当な理由なく本条(1)の回収措置を怠った場合は、以後発生する同一の原因に基づく損害に対しては、保険金を支払いません。

第14条（普通保険約款の適用除外）

この特別約款においては、普通保険約款第6条（保険責任のおよぶ地域）のただし書の規定は適用しません。

第15条（準用規定）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

保険料確定特約（A6）

第1条（保険料算出の基礎）

賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第17条（保険料の精算）(4)および賠償責任保険追加特約第5条（保険料の精算）(2)の規定にかかわらず、この特約が付帯された保険契約において保険料を定めるために用いる「賃金」、「入場者」、「領収金」、「売上高」、「完成工事高」、「延参加人数」または「延動員人数」の説明は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
① 賃金	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注)において、保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して労働の対価として被保険者が支払った金銭の総額の保険期間に対する日割の額をいい、その名称を問いません。 イ. 保険契約締結時にア.に規定する「賃金」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して労働の対価として1年間に支払う金銭の総額とします。
② 入場者	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注)において、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員の保険期間に対する日割の人数をいいます。ただし、被保険者と生計を共にする同居の親族および被保険者の業務に従事する使用人を除きます。
③ 領収金	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注)において、被保険者が行った保険証券記載の業務によって被保険者が領収した金額の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。 イ. 保険契約締結時にア.に規定する「領収金」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の業務に対して1年間に領収する金額の総額とします。
④ 売上高	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注)において、被保険者が販売または提供する、保険証券記載の商品またはサービスの対価の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。 イ. 保険契約締結時にア.に規定する「売上高」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の商品またはサービスに対する1年間の対価の総額とします。
⑤ 完成工事高	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注)において、被保険者が行った保険証券記載の工事・仕事に対する対価の総額の保険期間に対する日割の額をいい、売上高を含みます。 イ. 保険契約締結時にア.に規定する「完成工事高」が存在しない場合には、被保険者の事業計画書等に計画された保険証券記載の業務または仕事に対する1年間の対価の総額とします。
⑥ 延参加人数	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注)において、保険証券記載の業務・行事に参加した参加者数の延人数の保険期間に対する日割の人数をいいます。
⑦ 延動員人数	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注)において、保険証券記載の業務・行事に被保険者が動員した延人数の保険期間に対する日割の人数をいいます。

(注) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度とは、その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとしします。

第2条（保険料精算の省略）

当社は、普通保険約款第17条（保険料の精算）(1)および(3)、同第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）②ただし書および③ただし書、同第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)、同第21条（保険料の返還—解約または解除の場合）(2)ならびに賠償責任保険追加特約第5条（保険料の精算）(1)および(3)の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約の規定を準用します。

損害賠償請求ベース特約（35） （汚染地盤修復工事賠償補償制度のみ）

用語の説明

この特約において使用される用語の説明は、賠償責任保険普通保険約款および生産物特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
き	機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構をいいます。
	救済給付	医薬品の副作用による疾病、障害または死亡につき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）の規定に基づき給付される医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金および葬祭料の給付をいいます。
	救済給付の受給権者	被害者その他の救済給付を受ける権利を有する者をいいます。
よ	予防接種法の規定による給付	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定による医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金、遺族一時金および葬祭料の給付をいいます。

第1章 損害賠償請求ベースに関する条項

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）および生産物特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、当社が保険金を支払うべき損害は、被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物に起因して、または被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の結果に起因して仕事の終了（注）もしくは放棄の後、保険証券記載の遡及日以降に発生した他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、保険期間中に被保険者に対し提起された損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限り、
- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起されたすべての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

(注) 仕事の終了とは、仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをいいます。

第2条（保険金を支払わない場合）

保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求を提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた（注）場合は、当社は一切の損害に対して保険金を支払いません。

(注) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

第3条（通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的状況を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者または被保険者が、本条（1）の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後5年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起されたときは、第1条（保険金を支払う場合）(2)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条（普通保険約款の読み替え）

当社は、この保険契約については、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します

普通保険約款の規定	用語	説明
① 第3条（損害の範囲および支払保険金）(2)および(3)	1回の事故	一連の損害賠償請求
② 第5条（保険料の払込方法）(2)	始期日から保険料領収までの間に生じた事故	始期日から保険料領収までの間になされた損害賠償請求または始期日から保険料領収までの間に生じた事故
③ 第7条（告知義務）(3)③	事故が発生する前に	事故またはその原因もしくは事由を知る（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）前または損害賠償請求がなされる前に
④ 第7条（5）	事故の発生した後に	損害賠償請求がなされた後に
⑤ 第7条（6）	本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害	本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故に対して本条（2）に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害
⑥ 第8条（通知義務）(4)	変更届出書を受領するまでの間に発生した事故	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求または変更届出書を受領するまでの間に発生した事故
⑦ 第8条（5）	本条（1）の事実に基づかずに発生した事故による損害	本条（1）の事実に基づかずに発生した事故に対して本条（1）に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害
⑧ 第15条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(3)	事故の発生した後に	損害賠償請求がなされた後に
⑨ 第15条（3）	本条（1）①から④までの事由または本条（2）の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害	本条（1）①から④までの事由または本条（2）の解除の原因となる事由が生じた時以後になされた損害賠償請求による損害
⑩ 第22条（追加保険料領収前の事故）(1)および(2)	追加保険料領収までの間に生じた事故	追加保険料領収までの間に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）事故もしくはその原因もしくは事由によってなされた損害賠償請求または追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求

第2章 医薬品に関する条項

第1条（適用の範囲）

この条項は、保険証券記載の生産物が特別約款「用語の説明」に規定する医薬品等（以下「医薬品等」といいます。）を含む場合、または保険証券記載の仕事が、医薬品等の製造もしくは販売（注）または臨床試験を含む場合に適用されます。

(注) 販売には、小分けを含みます。

第2条（損害賠償請求提起時のみなし）

- (1) 救済給付の受給権者に対して救済給付を行った機構が、救済給付を受けた者が被保険者に対して有する損害賠償請求権を取得し、被保険者に対して損害賠償請求を提起した場合において、次のいずれかに該当するときは、損害賠償請求ベースに関する条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害賠償請求がそれぞれ次に掲げる時に提起されたものとみなします。

区分	損害賠償請求の時
① 救済給付の受給権者またはその他の者が被保険者に対して損害賠償請求を提起していなかったとき	救済給付の受給権者が機構に対して救済給付の請求を最初に行った時
② 救済給付の受給権者が機構に対して救済給付の請求を行ったほか、救済給付の受給権者またはその他の者が被保険者に対して損害賠償請求を提起したとき	それらの救済給付の請求または損害賠償請求のうち、最初の請求が行われた時

- (2) 予防接種を受けた者の疾病、障害または死亡につき、被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合において、その損害賠償請求が提起される前に、予防接種法の規定による給付の請求が行われ、給付がなされたときは、損害賠償請求ベースに関する条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害賠償請求は、予防接種法の規定による給付を受ける権利を有する者がそれらの給付の請求を最初に行った時に提起されたものとみなします。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）および特別約款の保険金を支払わない場合の規定のほか、直接であると間接であるとを問わず、保険証券記載の週及日において、医薬品等を製造または販売（注1）する者であって被保険者以外の者に対して、既に、医薬品等によって生じた身体の障害または財物の損壊について損害賠償を求める訴訟が提起されていたときは、被保険者がその事実を知っていたと否とを問わず、その訴訟において原因であるとされたものと同一（注2）の原因または事由による損害賠償請求によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）販売には、輸入販売を含みます。

（注2）同一であると実質的に判断できる合理的な理由がある場合には、同一とみなします。

第3章 基本条項

第1条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

汚染地盤修復工事に起因する 土地工作物使用不能損害等補償特約（88） （汚染地盤修復工事賠償補償制度のみ）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）⑧の規定にかかわらず、被保険者の行った汚染地盤修復工事（以下「修復工事」といいます。）の欠陥による汚染物質の発生または拡大に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損（以下「損壊」といいます。）した場合（注）に、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- ① 不測かつ突発的な事故に伴う汚染物質の発生または拡大により修復工事の再施工を要する場合の、修復工事区域内の土地工作物（以下「区域内土地工作物」といいます。）の取壊し、再構築および再施工時追加費用ならびに区域内土地工作物の使用不能に対する損害賠償責任
 - ② 不測かつ突発的な事故によらない汚染物質の発生または拡大に起因する次の損害
 - A. 修復工事の再施工を要する場合の、修復工事区域内の区域内土地工作物の取壊し、再構築および再施工時追加費用ならびに区域内土地工作物の使用不能に対する損害賠償責任
 - I. 修復工事の再施工を要する場合であって、区域内土地工作物の取壊し、再構築または移設を要しない場合において、修復工事の遂行のために生じたその区域内土地工作物の使用不能に対する損害賠償責任
- (2) (1)にいう「修復工事の再施工を要する場合」とは、次のいずれかに該当する事由により修復工事の再施工が求められた場合に限り、
- ① 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、都道府県条例その他の法令に基づく行政命令
 - ② 確定判決、裁判上の和解またはこれらに準ずるものとして当社が事前に承認した内容での和解
 - ③ 公害等調整委員会または都道府県の公害審査会による斡旋、調停、仲裁または裁定

（注）他人の財物を滅失、破損または汚損した場合には、汚染物質を放置すれば今後、損壊の恐れがあると判断される状態を含みます。

第2条（支払限度額）

- (1) この特約により当社が支払う保険金の額は、1事故および保険期間中につき下欄記載の額を限度とします。

<下欄>

第1条(1)①に対する支払限度額 (基本支払限度額)	1事故および保険期間中につき保険証券記載の身体障害・財物損壊共通支払限度額の100%
第1条(1)②ア.に対する支払限度額 (特約支払限度額1)	1事故および保険期間中につき保険証券記載の身体障害・財物損壊共通支払限度額の50%。ただし5,000万円限度
第1条(1)②イ.に対する支払限度額 (特約支払限度額2)	1事故につき 保険期間中 100万円 500万円

- (2) (1)に規定する限度額は、保険証券に記載された保険期間中総支払限度額に含まれるものとします。

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。